

会 議 議 事 録

会議名	令和6年度 山形市青少年問題協議会
日 時	令和6年7月25日(木) 15時～16時
会 場	市庁舎11階 大会議室
出席者	資料名簿参照 ・委員 24名(全27人中) ・幹事会 13名[書記、専門指導員2名を含む](全15人中) 出席計 37名
傍聴者	0名
資 料	資料1 地方青少年問題協議会法 資料2 山形市青少年問題協議会設置条例 資料3 山形市青少年問題協議会施行規則 資料4 子どもの安全・安心対策の基本方針 参考資料:「やまがたの青少年」「青少年だより」「伸びよう伸ばそう青少年」 「子ども安全情報登録依頼」 (※ その他、情報交換用として4機関からパンフレット等提供)
内 容	1 報告事項: 令和5年度 青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について 2 協議事項: 令和6年度 青少年健全育成及び非行防止等の取組みについて 3 情報交換: 各関係機関の青少年施策について

[会議の概要]

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項 [令和5年度 青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について]

社会教育青少年課長: 会議資料1～9ページを説明

【質問・意見等 なし】

4 協議事項 [令和6年度 青少年健全育成及び非行防止等の取組みについて]

社会教育青少年課長: 会議資料10～13ページを説明

【質問・意見等】

(1) 『こども』の表記について

[質問] 施策の内容の話ではなく、表記についての確認だが、日本PTA連合会ほか、自分が関わっている団体で、『こども』の表記について、今後はすべて漢字表記の方向で進めているが、山形市としての考え方はどうなのか。

[社教課] 表記に関しては、国でそのような動きがあるとすれば、今後確認のうえ、必要であれば変更していく事も考えてまいりたい。

【報告・協議事項まとめ】 会長: 市長

令和6年度は、計画内容に基づき取り組みを進めていく。
ご協力をお願いしたい。

6 情報交換

各機関の青少年施策について、提供資料により説明。会議資料14ページ。

(1) 山形地方法務局（山形人権擁護委員協議会山形市部会）

〔配布資料：青少年関連施策等、「今、悩みを抱えるあなたへ」「SOS ミニレター小学生用」
「SOS ミニレター中学生用」〕

ア 「子どもの人権SOSミニレター」事業について

全国の小中学校の児童生徒に対して便箋兼封筒を配り、悩み事や困りごとを相談できるようにしている。人権擁護委員等が悩みの解決に向けて回答している。令和5年度は県内でのレターが7,511件届き、対応した。

イ 全国一斉「子どもの人権相談」強化週間の実施について

常時解説しており、普段は平日の8時30分～5時15分までの開設であるが、期間を設定して、その期間は時間を午後7時まで延長、また、土日も相談を受け付けた。令和6年度も8月21日から1週間、開設することとしている。

ウ インターネット人権相談「子どもの人権SOS-eメール」について

手紙や電話よりインターネットでの相談の方が気軽にできる、という方を対象として相談を受け付けている。

上記アイウの施策については今年度も引き続き行っていく。

(2) 山形保護観察所

「社会を明るくする運動」「再犯防止」強調月間について

〔配布資料：「第74回社会を明るくする運動 想う、ときには足をとめ。」〕

7月は、法務省が提唱する「社会を明るくする運動」「再犯防止」の強調月間である。

「社会を明るくする運動」は今年で74年目を迎えており、事務局を保護観察所が担っており、保護司をはじめとした民間の方々のご協力のもと活動が展開されている。山形市の推進委員会は佐藤市長に委員長をお願いしており、市役所前で行われたオープニングセレモニーでは、内閣総理大臣メッセージを伝達させていただいた。

強調月間には、小学生・中学生を対象に「作文コンテスト」を、未就学児を対象に「ぬりえコンテスト」を行っており、保護司や更生保護女性会員が各学校等に赴きお願いしている。作文については、過去に本県から全国入賞したものがある。特殊詐欺や薬物乱用、闇バイトに関与する若者が増加している傾向に鑑み、犯罪や非行のない安全・安心な社会の実現について考える機会としていただきたいと考える。

また、再犯者率が高い水準で推移しているのを機に「再犯防止推進法」が成立している。「想う、ときには足をとめ。」のリーフレットのとおり、立ち直りへの支援の方法は1つではなく、例えば雇用によって就労と見守りしてもらえる事業主や、直接関われなくても、活動を応援してもらえることだけでも励みや力になることから、「理解」と「受け入れ」のコミュニティを広げていく社会の仕組みを目指し、市町村レベルでの再犯防止計画の策定が全国的にも進んでいる。

引続き、関係機関からの協力を依頼する。

(3) 山形警察署

山形警察署管内の少年補導の概況について報告

〔配布資料：「少年補導」（カラー…山形県内）、「少年補導概況」（白黒…山形警察署管内）〕

- ・ 犯罪少年は令和4年に比べ、令和5年の件数が増加している。令和6年には少年事件での逮捕も出てしまった。少年事件については、背景にある家庭環境や生活環境の改善等にも力を入れている。
- ・ 施策としては、各種非行防止教室を実施している。学校に赴き、低年齢化が懸念される薬物乱用防止教室や、SNSからの犯罪を防止するための情報モラルに関する教室を行っている。
- ・ 最近の少年犯罪等の傾向としては、SNSを介して、面識のない子ども同士で集まって非行を

したり、犯罪に至らないものの駅前に集まっている様子がみられるので、皆さんのご協力を得ながら今後も少年犯罪の未然防止に努めていく。

(4) 山形少年鑑別支所

〔配布資料：「青少年の心理相談に応じます」、
「法務少年支援センターは地域の非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組んでいます」〕

『法務少年支援センター』という名称で、地域からの相談を受け付けている。

まず、少年鑑別所とは、警察から少年審判までの間、考えを深めたり規則正しい生活を身につけたりしながら過ごす場所であるが、その中で、鑑別所職員が生活全般の面倒を見たり、その少年が今後非行せずにいるためにはどうすればいいかを調べる取り組みをしたりしている。

そのノウハウを生かしながら、少年や保護者から相談を受けたり、関係行政機関に対してアドバイスしたり、分析してフィードバックしたりしている。職員研修なども行っている。

そのような形で皆様と協力しながら青少年の健全育成に貢献していきたい。

7 その他

【全体まとめ】議長：会長：市長

今後とも、関係機関の皆さまとの密な連携が不可欠です。今後とも情報を十分に共有しながら、山形市の青少年の健全育成・非行防止に努めてまいりたい。これからもご協力をお願いしたい。

8 閉会